

令和4年度 香川県奨学のための給付金(家計急変)制度のご案内

1. 家計急変制度の概要

予期できない事情により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合に、奨学のための給付金による支援を行います。

支援の対象となるのは、家計急変後の収入見込額が住民税非課税相当である世帯で、支援を受けるためには、**原則として家計急変の日から3ヶ月以内に申請する必要があります。**

2. 対象となる方

基準日に、次の①～③すべての要件を満たしている世帯が対象です。

※基準日は、家計急変事由の発生日(発生日が特定できない場合は申請日)

① 保護者等（親権者）が香川県内に住所があること

※保護者等が香川県以外に住所を有している場合、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

② 事故、失職等により家計が急変し、保護者等（親権者）全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）相当の世帯（注）であること

※保護者が父母である場合、どちらも非課税相当であることが必要です。

※生活保護(生業扶助)受給世帯及び非課税世帯の方は家計急変制度で申請することはできません。通常申請を行ってください。

(注)両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合、年収約270万円が目安となります。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なりますので、あくまで目安です。

③ 【本科生等】生徒が高等学校等就学支援金の対象校（特別支援学校高等部を除く）に在学し、かつ、高等学校等就学支援金を受ける資格を有していること

※基準日に休学している場合は、「6 お問い合わせ先」へ事前にご相談ください。

※高等学校等就学支援金の対象校(特別支援学校高等部を除く)とは、次の学校です。

高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、専修学校高等課程、専修学校一般課程または各種学校であって国家資格者養成施設(理容師、美容師、准看護師、調理師、製菓衛生士の養成施設(所))の認定を受けているものなど。

【専攻科生】生徒が高等学校等専攻科（特別支援学校高等部を除く）に在学し、かつ、専攻科支援金を受ける資格を有していること

※基準日に休学している場合は、「6 お問い合わせ先」へ事前にご相談ください。

※次の場合は、専攻科支援金を受ける資格がありません。

- i. 生徒が、基準日以前に高等学校等専攻科を修了している。
- ii. 生徒が、基準日以前に退学・停学(無期限または3か月以上のものに限る)の処分を受けている。
- iii. 生徒の前年度の修得単位数が、学校の定める標準修得単位数の5割以下である。
- iv. 生徒の前年度の出席率が、5割以下である。

【注】次の場合は対象外です。

- ・保護者等の一人が賦課期日に海外に在住し、道府県民税所得割及び市町村民税所得割がわからない。
- ・(本科生等の場合)高等学校等就学支援金の対象校(3年制以上)を既に卒業または修了している。
- ・(専攻科生の場合)高等学校等専攻科を既に修了している。
- ・児童福祉法により見学旅行費または特別育成費が支給されている。